各保育園長 様
各小規模保育事業管理者　様
各事業所内保育事業管理者　様
各認定こども園長　様

平素は、本市保育行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ですが、標記の件についてご連絡いたします。
登園自粛期間終了後の対応につきましては、６月１日から６月３０日分までの保育料の減免を下記のとおり実施することといたしました。

1か月で6日以上（土曜日を含む）登園を控えた方について、以下のとおり計算

【計算式】減額後の保育料は、現在の保育料から、下記減免額を引いた額となります。
減免額：現在の保育料×(登園を控えた日数－5)÷25
※3月から5月までの方法と異なり、1か月間全ての日において登園を控えた場合であっても、4日分の保育料負担が発生します。
※減額後の保育料は月ごとに計算します。
※登園を控えた日には、保育所は開所しているが通常預かりを依頼していない曜日（土曜日等）を含みます。（日曜、祝日は含みません。）

【計算例】
1. 6月中に10日登園を控えた場合：通常保育料のうち、5日分を減額
減免額計算：現在の保育料×(10－5)÷25

2. 6月中に全ての開所日を登園を控えた場合：通常保育料のうち、21日分を減額
減免額計算：現在の保育料×(26-5)÷25

3. 6月中に5日登園を控えた場合：通常保育料を徴収（減額なし）
以上です。よろしくお願いします。

※地域型保育事業管理者様・認定こども園長様につきましては、対象児童の保護者様に対し、返金等の手続きを行っていただいたうえで、減額（返金）分については、後日、本市にご請求いただくこととなります。請求方法等については、別途お知らせいたします。

この件に関する問い合わせ先
川口市保育入所課
・減免に関する問い合わせ
入所係　電話：048-258-4097（直通）
・請求に関する問い合わせ
保育係　電話：048-259-9043（直通